

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 32 号

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部改正について

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部を改正する条例

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 52 年函館市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部または一部を支給しないこととすることができる。

第 15 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、支払われる前にはその支給を制限し、支払われた後には返納させ、または納付させることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 15 条第 2 項および第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

退職手当の支給制限および返納等に関する規定を整備するため